

島根県議会の慰安婦問題における解釈は、日本政府のそれとは全く違うものです

島根県議会で、平成 25 年 6 月 26 日採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」の一部を抜粋します。

1. 政府は「河野談話」によって「慰安婦」への政府の関与と強制連行を認め（以下省略）
2. 国際社会において、日本軍「慰安婦」問題が性奴隷制の問題であり（以下省略）

米グレンデール市は 2013 年（平成 25 年）7 月 30 日、次の文章がある慰安婦記念碑の除幕式を行いました。

「1932 年から 1945 年の間に、20 万人のアジアの女性が家から狩り出されて、日本帝国の慰安婦とさせられ、性奴隷として奉仕させられた。日本政府にこの人権侵害の罪を認めることを要求する。」

この二つの事案は、文章は違いますが同じ意味合いのものであると、理解していただけると幸いです。

2013 年当時、米国在住の目良浩一先生は、グレンデール市の慰安婦像撤去に向けて、圧倒的な多数派を形成する韓国人側の作られた世論に立ち向かって行かれました。身の危険を顧みず、私財を擲ってまで続けられた裁判から見えてくる慰安婦問題の真実は、私たちの想像を大きく超える国家的な難題なのです。

目良先生は、連邦地方裁判所へ提訴、控訴、敗訴。カルフォルニア州裁判所へ提訴、控訴、敗訴しました。2017 年 1 月目良先生は米国連邦最高裁判所に上告申請書を提出されました。これを受け同年 2 月 22 日日本政府は米国連邦最高裁判所に目良先生たちを支援するアカミス・キュリエ・ブリーフ（意見書）を提出しました。日本政府のアカミス・キュリエ・ブリーフ（意見書）の抄訳を記します。

- ・グレンデール中央公園にある碑は、慰安婦問題での日本政府の外交努力に対して際立った障害物となっている。
- ・日本政府が当該法廷に第三者意見書を出す例は少なく、中核的な国家利益が関わる訴訟に関与を限定している。
- ・日本政府は十分に歴史上の事実を調査してきたので、グレンデール市の碑文に記載されている歴史上の記述の正確さに強く異議を唱える。
- ・日本にとり、何にも増して重要な事は、州やグレンデール市のような地方都市が、特にこの慰安婦問題のような敏感な外交問題に、首を突っ込まないことである。（以下省略）

先般の島根県議会 9 月議会において決議された「未来志向の日韓関係構築に関する意見書」（裏面に原文を転載）には「日本政府の責任において、慰安婦問題に係る政府見解を明確に示すこと」と記載されています。

しかし、日本政府は米国連邦最高裁判所に、慰安婦問題に関する政府見解を明確に示し、また外務省の HP を通じて「慰安婦問題に対する日本政府のこれまでの施策」として性奴隷説、強制連行説を明確に否定しています。

「未来志向の日韓関係」というフレーズは、韓国大統領が替わるたびに繰り返されてきました。

韓国側のそれは、日本統治時代の問題について日本が謝罪したうえで賠償することが前提となっています。

日本がそれをしないから未来へ踏み出せないという論理です。

韓国の先の大統領選において尹錫悦大統領の公約のうち「韓日慰安婦合意」という項目に次の文章があります。

「経済・安保協力を構築し、信頼を重ねれば日本が謝罪し賠償、未来志向的関係の確立が必要」。

日本政府の米国連邦最高裁判所への意見書にも書かれている「地方都市が、特にこの慰安婦問題のような敏感な外交問題に、首を突っ込まないこと」を考慮すれば、おのずと道筋は見えてくるのではないのでしょうか。



左の QR コードは令和 5 年 9 月議会本会議（10 月 5 日）へ繋がります。

- ・「慰安婦決議撤回を求める請願を不採択とする委員長報告」福井総務委員長
- ・前項の福井総務委員長の報告に反対討論をする成相議員
- ・「未来志向の日韓関係構築に関する意見書」の説明、吉野議員
- ・「未来志向の日韓関係構築に関する意見書」の反対意見を述べる成相議員

未来志向の日韓関係構築に関する意見書

日本と韓国の間には、問題が山積している。

島根県の竹島は、歴史的事実にも照らしても、かつ国際法上も明らかに日本の固有の領土であるにも関わらず、国際法上何ら根拠がないまま韓国による不法占拠が続いている。

慰安婦をめぐる問題については、朴槿恵政権時、2015年に結ばれた日韓合意を、文在寅前政権は、この合意に対する批判を繰り返した末に、2018年11月慰安婦財団の解散を一方的に発表した。

徴用を巡る問題については、現在の尹錫悦政権の下で、日本企業に代わって韓国政府の傘下にある財団が原告への支払いを行うこととなったが、最終的な解決について両国政府が合意した訳ではなく、将来的に慰安婦をめぐる問題と同様の結果となる可能性を排除できない。

両国の間に横たわるかかる問題が関係改善の障害となり、日韓関係は改善と悪化の間を行き来している。また、これらの問題は、いろいろな形で地方政治にも影響を及ぼしており、我々地方議会も無関係ではいられない状況が続いている。

これらの問題のうち慰安婦をめぐる問題について、島根県議会では、平成25年6月26日に河野談話を踏まえ日本政府の真摯な対応を求める「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書」を採択し、国に提出した。その後この意見書の撤回を求める陳情が提出され、日本軍が女性を強制連行したとするいわゆる吉田証言が虚偽であったことが判明して以降は、意見書の撤回を求める請願が継続して提出されるようになった。

以来、島根県議会において、意見書の撤回は不要とする意見と、意見書は撤回すべきとする意見とが相違したまま現在に至っている。しかし、本来、慰安婦問題をめぐるこうした議論は、国において行われるべきものである。

現在、日本周辺の世界情勢は、ウクライナ侵攻を続けるロシア、海洋進出を強める中国、弾道ミサイル発射を繰り返す北朝鮮など、極めて憂慮すべき事態にあり、諸外国との緊密な連携が求められている。特に隣国である韓国との連携がこれほど重要な時はなく、政府の責任において、未来志向の日韓関係を構築するよう、下記の事項を要望する。

記

- 1 政府の責任において、日韓が抱える問題に対して、日本の考えや立場を韓国に対して粘り強く主張していくとともに、防衛や経済に限らず様々な分野において、韓国との対話と連携を進めること。
- 2 日本政府の責任において、慰安婦問題に係る政府見解を明確に示すこと。

以上、地方自治法第99条に規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

島根県議会

(提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 内閣官房長官

【令和5年10月5日原案可決】

上記のものが令和5年10月5日島根県議会本会議で可決された意見書です。

本来、国において行われるべき議論を、地方議会が間違った解釈に基づき決議をしたのです。裏面に記載しましたが、国は慰安婦問題における政府見解を明確に示しています。

島根県議会に歴史認識を正していただく県民の会